子どもの良心形成と教師の教育の自由

山岸 利次1)

キーワード:子どもの良心形成、教師の教育の自由、教育法学、関係的権利論

要旨

本稿は、「教師の教育の自由」を教育学的視点から根拠づけることを目的とする。憲法学における「思想・良心の自由」を根拠とした教育法学的立論は、教師を子どもの権利を侵害する可能性のある権力的存在であると規範的に見なし、そのため、価値教育に対する積極的な意義づけを困難なものとした。しかし、子どもの良心形成は教育関係における「自由と拘束」の段階的かつ弁証法的な展開においてなされるのであり、こうした関係を可能にするためにこそ「教師の教育の自由」は保障されねばならない。子どもの良心形成という観点から見た場合、「教師の教育の自由」を否定する立論は肯定できるものではない。こうした教育学的知見に対応する法学理論として「関係的権利論」が挙げられる。子どもの成長・発達を関係の層において理解し、そうした関係を保障することを権利に内包させるという関係的権利論の主張こそ、教育学と法学の結節点となるものであった。

Children's Conscience and Teacher's Freedom

YAMAGISHI Toshitsugu¹⁾

Key words: Formation of Conscience in Child, Teacher's Freedom, Educational Law Studies, relational approach to Children's Right.

Abstract:

The purpose of this paper is to identify teacher's freedom in education from the view point of educational studies. Some arguments in educational law studies, which are based on the concept of children's freedom of thought and conscience in constitutional law studies, normatively regard teachers as authority liable to violate children's rights. For this reason, the arguments purported are hard to positively assess regarding the significance of value education.

However, formation of conscience in a child should be made through the phasing-in and dialectical development of freedom and restriction in educational relations between teacher and child. From the viewpoint of the formation of conscience in a child, it is impossible to agree on the argument against teacher's freedom.

A relational approach to children's rights can be cited as a theory of educational law research which corresponds to educational studies. The argument for a relational approach to children's rights could be the unity between educational studies and educational law studies, where a child's growth, development, and potential are truly realized according to the relational stratum, and thus a secure, mutual relationship is integrated with children's rights.

¹⁾ 宮城大学看護学部 (Miyagi University School of Nursing)

はじめに

2006年12月8日に教育基本法[以下、教基法] が多くの反対にもかかわらず「改正」されたのは 記憶に新しいところである。日本の教育の根本理 念を定め、準憲法的性格 能(1)を持つとされた教基法 の改正は関連諸法の「改正」を後続させ、教育制 度のあり方や教育実践の方向性に大きな影響を与 えている (こうした教基法改正以降の諸改革 は、しかしながら、「改正」をまってゼロから構想 されたわけでは決してない。事態はむしろ逆であ り、「改正」論者たちからすれば、改善すべき教育 現実があり-もっとも、そのような判断が妥当で あったかということはここでは問わない。、そう した改善への方向性を法的に正統化するというこ とこそが教基法の「改正」の眼目の一つであっ た註(3)。このことは、「改正」前後の教育のあり方 を評価する上で注意すべき点であろう。本稿が以 下において考察する子どもの良心形成に関わる条 項 - 「愛国心条項」 - もまた、以上の性格を持つ ものである。戦後教育改革以来、「愛国心教育」は 常に政治・教育問題であったと評価することがで きるが^{推(4)}、とりわけ、近年、教育現場で大きな問 題となったのは、いわゆる「日の丸・君が代」問 題と「『愛国心』通知表 問題である。

1989年の学習指導要領改訂において、小・中・ 高等学校の学習指導要領の「特別活動」欄に「入 学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、 国旗を掲揚するとともに、国家を斉唱するよう指 導するものとする」という文言が挿入された。こ の改訂以来、従来は各学校の裁量に任されていた 入学式・卒業式における国旗掲揚・国家斉唱の実 施[以下、「日の丸・君が代」]は、各教育委員会 の管理のもと、画一的に実施することが目指され ることになった。こうしたく(文部省)文科省-都道府県・市区町村教委>の施策は、1999年8月 の国旗・国歌法の制定によりさらに加速し、学校 現場における「日の丸・君が代」の強制は大きな 政治・教育問題となっていった。とりわけ、東京 都における「日の丸・君が代」の強制は、実施の みならずその扱いをも仔細に定めた2003年10月23 日の通達-いわゆる「10.23通達」-に象徴される ように他の自治体に比較して突出するものであ

り、そのため「日の丸・君が代」に関わる教員処分について多くの裁判 [以下、「日の丸・君が代」 訴訟]が争われてきた^{誰(5)}。訴訟の原告側が主張する通り、「日の丸・君が代」の実施は愛国心教育を 目的とするものであるが、これは教師および児童・ 生徒の思想・良心の自由と対立するものであった。

「日の丸・君が代」訴訟においては、教員処分の 妥当性が主たる争点であったがゆえに教師の思 想・良心の自由が前景におかれたが、それに対し て「『愛国心』通知表 | 問題は、児童・生徒の思 想・良心の自由が直接に問われた点において、「日 の丸・君が代」と異なる位相の問題を提起した。 問題が表面化する以前から、福岡市の公立小学校 の通知表において社会科の観点別評価の項目とし て「国を愛する心情」や「日本人としての自覚」 が挙げられていたが、2002年、市民団体がこうし た項目の削除依頼を学校へ行い、また福岡県弁護 士会へと人権救済の申請をするに至り、こうした 「愛国心」を成績として評価するというあり方が 「『愛国心』通知表問題 | として表面化した (6)。福 岡市においてはともかくも翌年度の通知表にこう した項目が掲載されることはなかったが、この問 題は教基法改正の国会審議において問題とされ、 その後の調査により、全国の多くの自治体・学校 で福岡市に類する「愛国心」事項が評価項目とし て挙げられていたことが明らかになったのであ

こうした「愛国心」の評価という形での児童・生徒の思想・良心への働き掛けといった動きは、日本国憲法第19条に規定される「思想・良心の自由」を根拠とした子どもの権利・人権擁護という理論構築を要請するものであった。これまでの教育裁判ないしは教育法学の立論において必ずしも中心的論点ではなかった「思想・良心の自由」が前景に現れたということは***(7)、教育法学の新たな局面を迎える一つの画期となった。

とはいえ、「思想・良心の自由」を根拠としつつ 子どもの権利・人権論を構築することは、これま での教育法学の諸理論と調和的になされるもので は必ずしもなかった。否、むしろこうした立論は 「国民の教育権論」と総称される諸理論が提唱す る「教師の教育の自由」論ないしは「教師の教育 権論 | - 以下、本稿では「教師の教育の自由 | 論 と一括する-と大きく対立するものであった。こ の対立は、憲法学者であり、思想・良心の自由の 観点から「教師の教育の自由」を批判する西原博 史と、長らく「国民の教育権論」の指導的理論家 であった教育学者の堀尾輝久による、雑誌『世界』 紙上での論争 - 「堀尾 - 西原論争」 - に明確に表 れている (き)。 次章において詳述するが、「思想・ 良心の自由」論からすれば、教師も-国家と同様 に-偏向的な教育を行うことにより子どもの思 想・良心の自由を侵害しうる主体となりうるし、 また、現にそのようなケースはこれまでも存在し ていた。にもかかわらず、「教師の教育の自由」論 者は、そのことを等閑視しつつ、子どもの「学習 権」や親の教育権から教師の教育の自由を理論的 に導出することにのみ熱心であったというのであ る。以上の批判が妥当か否かはともかく、こうし た立論は、1990年代後半から現れた「国民の教育 権論 |批判というより大きな動向と関わりながら、 教育法学のみならず広く教育学における理論の再 考を促そうとするものである^{註(9)}。

本稿は、こうした状況にある「教師の教育の自 由」論について、教育学-とりわけ、「教育哲学・ 教育史 | - の観点から考察しようとするものであ る。これまでの論述から示唆されるように、近年、 「教師の教育の自由」に関わる議論は教育法学およ び関連法学 - とりわけ憲法学 - を中心になされて きた。そして、こと法学に関する限り、おおよそ の論点が提示されたということができるであろ う。しかしながら、教育法学は、その名が示す通 り法学にのみ依拠するものではなく、それが教育 現象を対象とする限り教育学の一部でもあり、そ れゆえ、その理論は教育学的思考・志向によって もまた鍛え上げられるべきものであろう。そして、 教育法の解釈において重要な意味を持つ「教育条 理」の解明こそ、教育法学の理論形成において教 育学が果たすべき、また、果たすことのできる固 有の役割である 並(10)。上記の課題の考察のために、 本稿は、「子どもの良心形成と教師の教育の自由」 - これは本論文のタイトルであるが-というきわ めて教育学的な問題設定を行う。あらかじめ論点 を提示するならば、「思想・良心の自由 | を核とす る理論は、子どもが成人のような成熟した権利主体ではないということを必ずしも問題化することができてこなかったのではないか、という疑念が本稿の出発点である。教育が未成熟な子どもを成熟した権利主体へと育てる営みである以上、こうした理論的欠落は、憲法・教育法学的にはともかく、教育学的観点から見たときは大きな問題のための意図的な働きかけであるならばーそして、わにおいて子どもの「思想・良心の自由」は成りのようには前提とすることはできないのではないだろうか。こうした素朴な疑問を出発点として、本稿は「教師の教育の自由」論について検討しようとするものである。

I.「教師の教育の自由」を巡る理論動向ー教育法 学における議論から

1. 「子どもの『思想・良心の自由』」という視角 と「教師の教育の自由」批判

上述のように課題を設定したものの、しかし、そもそも子どもの「思想・良心の自由」を根拠とする憲法論は教育現実や教育裁判に対していかなる主張を行ったのであろうか。そして、その眼目はどこにあったのだろうか。本章では、まずそのことを明らかにしていこう。先に触れた「堀尾 - 西原論争」における一方の当事者である西原博史は、その論考において、改正前後に共通する教基法の抱える一貫した問題を「子どもの『思想・良心の自由』」の観点から以下のように論じる***(12)。

西原によれば、改正後の教基法 [以下、06年法] の眼目の一つが「学校における国定人格理念の注入を可能にする枠組を作りあげること」(133頁)であり、それゆえ、改正前の教基法 [以下、47年法]において掲げられた「人格の完成」(47年法、第1条)という抽象的な教育目的の欠落を埋めるために、06年法においては、愛国心条項 - 「我が国と郷土を愛する…態度」(06年法第2条5号) - をも含めた多様な教育目標が明示されたのである。しかも、こうした「注入」は何も「愛国心のような特殊なイデオロギーに限られる問題ではな」く、「違和感の少ない『国際社会の平和と発展

に寄与する態度』[06年法第2条5号-引用者による補足]のような教育目標も、解釈と運用次第では、政府の進める『国際貢献』こそ平和実現方法についての唯一の『正解』だとする意識を学校で喚起させ得る」のであり、「『国を愛する心情』や『平和を愛する日本人としての自覚』の有無を通知表の評価項目とする動きと重なった時、学校を通じた国民意識の一元化の危惧は現実的問題となる」(134頁)のである。

このような判断のもと、西原は、06年法の「不 当な支配」の文言が47年法のそれと180度異なる意 味を持ったこと#(13)を示しながら、行政が決定する 教育内容に歯止めがないことに警鐘をならすわけ だが、しかし、本稿にとって重要な点は、こうし た法構造が、そもそもの47年法においても見られ るのであり、この点において47年法と06年法は連 続しているという西原の評価である。西原によれ ば、47年法は-「改正」反対論者が擁護するにも かかわらず-2つの大きな欠落があった。「子ども の権利」の欠落と「親の権利」のそれである。前 者について、西原は1947年という時代においては、 そもそも「子どもの権利」という発想そのものが 法思想史的に希薄であったがゆえにその欠落は無 理からぬものであったとする。しかし、後者に関 しては、同時期(1948年)に国連で採択された 「世界人権宣言」 - これは「子に与える教育の種 類を選択する」親の優先的権利を定めたものであ るが-と比較しながら、西原は47年法における欠 落を問題化するのである。この欠落は、「教育の受 け手の側を無権利状態に放置したまま、教育を行 う者の側から一面的に教育のあり方を語る法律」 (137-8頁)という性格を47年法に付与すること になるが、西原によれば、こうした性格は「四七 年法を別の観点から体系づければ、子どもと親の 主体性を排除したことは歴史的必然として説明で きる | (138頁)という。すなわち、「その説明枠組 とは、子どもを民主主義建設の道具と位置づける 四七年法理解 | であり、「民主主義の担い手を育て ようとする狙いこそが四七年法の本質」(138頁) とする説明である。というのも、「教育を通じた意 識改革」においては、「親は民主教育に対する抵抗 勢力と位置付けられることになり、「親に対して

権利者としての立場を否認した上で、無権利状態にある親の中から教師の側が協力関係を組める民主的信条を身につけた親を選別できる体制が、制度的合理性を持つことになる」(139頁)からである。西原の立論においては、47年法は-日本国憲法に基づいた民主主義社会を実現するという目的ではあるが-国家による目的実現のために子どもを道具化するための教育のあり方を規定している点で、06年法の「愛国心条項」に見られる問題と同じ問題を宿していると理解されるのである^{誰(14)}。そして、こうした47年法理解こそが、「国民の教育権論」における「教師の教育の自由」論を西原が批判する際の前提的認識となる。

「国民の教育権論」は教科書検定や勤評、全国一 斉学力テスト等、文部省による権力的な教育(内 容) 管理に対抗するために構築された「教師の教 育の自由」を核とする教育法理論である。そして、 その理論の中心には、堀尾輝久による「私事の組 織化論」と、米国教育使節団にも参加したアメリ カの教育学者であるキャンベルを参考にしながら 宗像誠也が提唱した「教育内外区分論」がある。 堀尾によれば、そもそも親が子どもを育てる営み である教育とは「私事」であり、公教育とはその 理念において、こうした私事を「組織化」したも の、あるいは教育という親義務-この義務は国家 に対するものではなく子どもの「学習権」に対応 した義務である - を共同化したものである(「親義 務の共同化」)。その共同化において、公教育の担 い手たる教師は親の教育権・教育義務を信託され るのであり、それゆえ、教師は教育の自由を持つ のである (注(15)。また、内外区分論とは、教育事務を 教育内容に直接関わる「内的事項」ともっぱら教 育の条件整備に関わる「外的事項」に区分し、「内 的事項上については教育行政は介入すべきではな いとする47年法第10条の解釈論であった^{註(16)}。「私 事の組織化論」による「教師の教育の自由」の弁 証および「内外区分論」による教育行政のオフ・ リミットの設定により、行政による教育介入-介 入を理論づけた諸理論は「国民の教育権論」に対 して「国家の教育権論」と総称される - への対抗 言説を構築していったのである。

以上の「教師の教育の自由」論を、西原は「確

かに子どもの思想・良心の自由を考えた場合、国 家が…子どもの心を意のままに操れる体制は許容 できない」けれども、「だからといって教師の教育 上の権限に対して法的コントロールを断念するこ とが直ちに正当化されるわけではなく」、「子ども に対してイデオロギー的教化が発生する時、その 主体が中央行政官庁であろうと、目の前にいる一 人の教師であろうと、子どもの側からみたときに は違いはない」(146頁)と端的に批判する。また、 「国民の教育権論」における親・子どもの権利の 位置づけについても、「親の権利はあくまで集団的 に子どもの権利実現のための道具として、子ども に対する親義務を軸に理解される」ために「親の 教育権の中に組み込まれた根源的要素である、親 自らの思想・良心の自由の発露として子どもに対 する子の福祉の内容や、それに伴う教育の基本的 あり方を決める優先的決定権としての要素 | は配 慮されずに、「教師と親の間の潜在的緊張関係」が 消失すると評価する(148頁)。

本稿は西原の立論の特性を検討することに主眼があるので、彼の「国民の教育権論」批判が妥当であるか否かの問題についてはこれ以上触れることはしない。本稿にとって重要なのは、公教育の中心である学校教育が不断に子どもの「思想・良心の自由」を脅かす可能性のある制度であるという西原の理解であり、さらにいえば、その担い手である教師はその特性から内在的に子どもの「思想・良心の自由」を侵害しうるとする教師像である。少々長くなるが、西原の学校理解・イメージを引用しよう。

…子どもは毎日、朝の段階で国家的施設に収容され、一定の時間が経過して外に出ることが許されるまで閉じ込められ、特殊な任務を負った公務員に監視されながら、価値観に関わる多くのメッセージを与えられ続ける。そのメッセージの消化度合いは定期的にチェックされ、その成績順に将来の社会的成功への機会が開かれるとされる。かくして各個人のものの見方、考え方は国家権力が組織的に働きかける中で形成される。このような国家による一方的な影響力行使は、成人の場合には憲法上許容されない。

(130-1頁)

確かに学校教育にこうした構造があることは否定 できず、認識論としては一定の説得力を持つ。し かし、こうした学校・教師像は、一部の教育問題 に現れる現実のみならず「教師の教育活動を規範 的にも権力行使と捉えている」 註(17)ものであり、こ うした前提から法解釈を行うことは俄かに肯定で きるものではない。これまでの教育(法)学にお いては-反学校論や反教育論という一部の例外を 除き-学校における子どもの権利侵害は、たとえ それが構造的暴力であったとしても、教育そのも のに内在するものであるという前提には立ってこ なかったが^{並(18)}、西原の議論の出発点は、こうした 前提を覆したところにある。ところで、こうした 子どもの「思想・良心の自由」という観点からの 学校教育の-アルチュセールその人の意味を離れ て運動論的な意味においての - 「『イデオロギー』 装置 | としての理解は、必然的に教育内容・活動 に関する厳密な限界確定を伴わなければならない わけだが、次節では、そうした教育内容に関わる 論点を敷衍するために、現代教育法学・憲法学に おけるこの問題の理論布置 - 「<人間教育法理論 対 公民教育法理論>」 (注(19) - を検討しよう。

2. 教育法学の理論布置 - 人間教育か、それとも、 公民教育か?

世取山洋介によれば、戦後日本の教育法理論や 教育判例の一部-1976年の最高裁大法廷による北 海道学テ裁判、またその後の「教育の国家統制の 合憲性・合法性が争われた判例」(64頁) - は<人 間教育法理論 対 公民教育法理論>という枠組 みで分析が可能である。そもそも、公教育の目的 を「人間教育」とするか、「公民教育」とするかと いうことは憲法学上重要な問題である。すなわち、 これは「憲法は教育の主要な目的を、諸個人の自 律的な人格形成(人間教育)にみいだしているの か、それとも一定の資質を共有する国家構成員な いし主権者の育成(公民教育)に見出すか」とい う対立であり、さらにコロラリーとして「憲法は 教育を市民社会における精神的・文化的な営みと してとらえ、いわゆる文化的自治のルートによる 教育価値の決定ないし教育内容の編成を想定して いるのか、それとも教育を国政の一環と位置づけ、

国民主権原理や議会制民主主義のルートによる教育価値を要請しているのか」という問題を導出させるものである^{ま(20)}。

こうした点を踏まえ、世取山は「子どもの人間としての成長発達に不可決な権利としての学習権および公教育の目的としての子どもの人間としての成長発達がセットとなり、このセットの上に、教育の実行主体である教師に『教育の自由』を認めるべきであるとの主張」(65頁)に「人間主義教育法理論」の核心を見る。さらにそれが基底とする「教育人権論」について、「公教育内部における自由に焦点を当て」、「子どもの人間として発達する権利を基点としながら、公教育の目的とその内部における権限分配を制御すること、すなわち、公教育の"構造"を制御する」(66頁)ものであるとその特徴を述べる。

これに対して、「公民教育法理論」の一つである「共和主義的公民教育法理論」はは、「共和主義憲法論に支えられながら、立憲主義的な価値の教え込みを公教育の正当な目的として承認し、教師を国家のエージェントとして位置づけ、その職務遂行における自律性を、憲法上保障されるべき自由の問題としてではなく、立法政策によってその広狭が決定される制度的保障の問題」(66-7頁)とするものだとする***(22)。これは価値教育 - むろん、それは「憲法的価値」であるが - を積極的に肯定する点、また、教師を権利の主体ではなく国家のエージェントとして理解する点において上記理論と著しい対照をなす。

こうした対立枠組みの設定を踏まえたうえで、 現代における教育法学の理論布置として以下のことが指摘できる。まず、世取山のいう「人間教育法理論」と前節で検討した西原の理論との異同である。すなわち、先に見たように、西原は子どもの<思想・良心の自由>を根拠とするために、公教育における教育内容に厳格な限界を確定しており**(23)、この点は国家による価値教育を積極的に肯定しない点で「人間教育法理論」と合致する。しかし、「教師の教育の自由」の位置づけについて両者はまったく異なる立場をとる。すなわち、「人間教育法理論」は「教師の教育の自由」をその教育目的から導出し、行政による指導・助言をも包含

した諸「権利・権限 (Right / Power)」の調整を - 最高裁学テ判例が示したように - 公教育内部で 行うことを目指すものである。それに対して、西 原の立論においては、教師は国家のエージェント として位置づけられ、それゆえ、そこにおいては もっぱら教師と生徒の間の権力関係が主題となら ざるをえないのである。次に、指摘できるのが、 近年における「共和主義的公民教育法理論」の活 況、具体的には「主権者教育説」の積極的再評価 の動きである。主権者教育説とは、かつて永井 憲一により提唱された、主権者を育成するために 憲法的価値を積極的に教えていくべきだとするも のである誰(25)。これは、その後自由主義的教育法学 が学会の主流となるなかで長らく少数派説であっ たが、近年の「国民教育権論」批判の動向におい て再び注目されているものである。「共和主義的公 民教育法」論者のなかには、かつての(自由主義 的) 立場をかえて自らの理論を主張するものもい る。こうした論者の「教育を受ける権利について も、適切な仕方で価値を教え込んでもらう権利と しての側面をもっている、というべきであろ う | 並(26) という言明は上記の2つの理論と著しい 対象をなすものである。

以上のような理論状況はいかなる問題を提起す るだろうか。まずもって「共和主義的公民教育法 理論」の今日的活況の知識社会学的意味合いが考 察されるべきであろう。こうした主張がなされる 背景には、ともかくも (憲法に由来する) 価値観 の統一性を教育が担保しなければならないという 社会状況に対する認識があるだろう。グローバリ ゼーションの進展でも地域社会の衰退でも、その ような背景はともかくとして、公教育こそが社会 の統一を担保しなければならないというわけであ る。付言すればこうした認識は教育法学・憲法学 にのみ見られるわけではない。価値教育-とりわ け宗教教育 - に関する通説の見直しは、例えば教 育史学においてもなされつつある^{註(27)}。そして、「共 和主義的公民教育法理論」の立場は、「良心」とい う言葉を使用するならば-断るまでもないかもし れないが一子どもの「良心形成」に学校が積極的 な役割を果たさなければならないというスタンス を帰結するであろう。「共和主義的公民教育法理

論」のこうした状況認識は確かに一面では妥当なものではある。とはいえ、このような役割を公教育ーそしてその担い手である教師ーが担わなければならないとしても、この理論が想定しているように国家に大規模な権限を与えることがどうかは別問題である。特に国家による教育内容決定に関しては、十二分すぎるほどに注意深くあらねばならず、教育専門家としての教師や親、子ども等、教育関係の諸主体は国家の権限行使をコントロールできるようなシステムがあってしかるべきである。ここにきて、ようやくにして冒頭に掲げた本稿の目的のための舞台が整った。本稿の課題とは、子どもの「良心形成」を「共和主義的教育法理論」とは異なる形で、教育学的論理でもって引き取るということ、これである。

II. 子どもの「良心の形成」への学校教育の役割 1. 「思想・良心の自由」論は「良心の形成」を問 題としうるのか?

前章の末尾において、本稿は「良心の形成」の問題に教育学的論理によりアプローチするというスタンスを明らかにしたわけだが、しかし、これに対して決定的な反論が想定される。すなわち、子どもの「思想・良心の自由」論はその形成を視野に入れていないのか、と。実際、西原はその論考において「思想・良心を形成する自由」の問題を取り上げているではないか、と^{ま(28)}。しかし「良心の形成」へのアプローチにこそ、教育学と憲法学のーそして、西原の立論と本稿との一決定的な相違点が存在する。

西原にとって「思想・良心の形成の自由」は、「妨害を受けずに形成できる環境を求める権利」ー具体的には「勧奨・抑圧の禁止」および「非中立的・意図的な働きかけの禁止」 - を意味し、そこから国家の中立性が要求される^{並(29)}。つまり、子どもの良心形成について公教育は何ら積極的な役割が付与されないのである^{並(30)}。 そして、こうした国家が個人の思想・良心の領域から撤退すべきだという立論は、「思想・良心の形成の自由」の母胎である「信教の自由」の構造と同様のものである^{並(31)}。

「信教の自由」はヨーロッパ近世における宗教戦争の後にその原理が獲得された権利である。 普遍

的道徳を表象していたカトリックによる世界観の 統一がくずれ、そのことによりもたらされた「神々 の闘争」とでもいうべき経験から、国家は個人の 信仰に介入しない、信仰の選択はあくまで個人の それによるという原則が確認されたのである。こ こにおいて重要なのは、それが一義的には信仰の 選択を意味したということ、つまり-カトリック であれプロテスタントであれ-選択肢が(私的領 域に)担保されていたということである。その意 味では、「信教の自由」は、<個人-国家>という 二項関係ではなく、<個人-国家-教会>という 三項関係を調整する権利であるといえる。このこ とは、個人の信仰、宗教的良心を形成する場が一 私的領域である-教会に担保されているというこ とを「信教の自由」が前提としているということ を意味する註(32)。ここから、教育学的観点から見た 「子どもの良心形成」の問題の射程が明らかにな るだろう。すなわち、「信教の自由」と区別された 意味で「思想・良心の自由」が問題になった時、 その形成の場である第三項に、現代日本において は何が充当されるべきか、という問題である。さ らに言えば、本稿はこの第三項に「公教育」をこ そ設定しなければならないと考える^{誰(33)}。現代にお いては-親や住民、地域社会の意志を反映させる システムを構築しながらも-学校こそがこの役割 を担わなければならない^{註(34)}。

2. 自由と拘束-「自由の牢獄」と自由意志論

ところで、子どもの「良心」を形成するということは、とりもなおさず子どもを「自由な主体」へと形成する営みであるということを一今更ながらではあるが一確認しておこう。このことは一誤解を恐れずに言えば一良心形成においては子どもが自由であるということを前提とはできないということを意味するのだが、ここではそもそも人間が「自由」であるということの意味を、従来とは異なる視角から確認しておこう。

大澤真幸はミヒャエル・エンデの短編小説である「自由の牢獄」に依拠しながら、「自由であること」の逆説的な様相を明らかにする^{誰(35)}。すなわち、自由はまさに拘束を条件として可能となるということである。通常、自由であるということは拘束

がないことを意味する - "freedom" とはまさに そのことである。しかし、にもかかわらず、大澤 によれば、全く拘束がないということは自由の存 立を不可能にするというのである。

エンデの「自由の牢獄」は盲目のイッシシアラー という名の乞食の語りという形式をとった小説で ある。彼はかつて成功を収めた商人であるが不信 心にもアッラーの与えた戒律を破り、そのため魔 王イブリースにとある部屋 - これこそがタイトル の「自由の牢獄」である - に閉じ込められてしま う。ここには無数の閉じられた扉がある。そして、 どの扉を選ぶかについては何も拘束はない。彼は ここから逃げ出そうとするが、しかし、いざそう しようにも逃げ出すことはできないのである。な ぜか。あまりに扉が多すぎ、どこをあけるべきか 決定が下せないのである。どの扉を選ぶべきかに ついてのいかなる手掛かりも見つけ出すことがで きない。大澤の言葉を借りれば、これは「あらゆる 拘束がなく、何もかも選ぶことができるような状 況の下では、人は何も選ぶことができない」 産(36)と いうことを寓意的に表現しているのである。しか し、イッシシアラーはこの牢獄から脱出すること ができた。それは、逆説的ではあるが、扉の関心 を失くし、脱出することをあきらめたことによる のである。そうしたとき無数にあった扉の数が少 しずつ減っていき、最終的には扉がなくなったの である。そして、その瞬間はまた、不信心であっ た彼がアッラーへの信仰を回復したときでもあ る。アッラーへの信仰を回復することにより、アッ ラーの意志が及ばない牢獄から解放されたのであ る。まさに、イッシシアッラーの言葉通りにとい うわけである(この言葉は「神の御意のままに」 という意味である) 註(37)。

大澤に導かれて検討してきた「自由の牢獄」であるが、そこに描かれた自由と拘束の関係は、倫理思想において正確な対応物を見出すことができる。それこそ、イマヌエル・カントの自由意志論である。ここで、その意味を明らかにするために、1860年代のドイツ統計学における「自由意志論争」のエピソードを紹介しよう^{社(38)}。「自由意志論争」とはベルギーの統計学者であるケトレーの理論がドイツに紹介された際に起こったものである。ケ

トレー統計学は出生や死亡、自殺や犯罪、結婚と いった統計から大数における人間行為の法則を明 らかにしたのだが、「自由意志論争」とは統計上に 表現された法則を前にして人間の自由意志を擁護 しうるかということが問われた論争であった。自 由意志擁護論者はカントの自由意志論に - 一定の 修正を行いつつ-依拠するのだが、その際、<自 由意志 (Willensfreiheit) - 恣意 (Willkur) >と いう対立が援用される。すなわち、自由意思擁護 論者によれば、後者は単なる選択の問題であって、 それは自由意志とは似て非なるものである。そし て、統計が対象とするのはもっぱら恣意であり、 統計が表象しているのは法則(Gesetz)ではなく 規則性(Gesetzmässigkeit)だというのである。 そして、その限りにおいて、統計は人間の外的な 恒常的要因と法則性との関係を明らかにできる -恣意的行為においては人間は自由でないがゆえに 外部の因果律に拘束される-というのである。

この主張は、自由を「拘束のない状態」とのみ 理解するとまったく意味をなさないものである。 というのも、恣意もまた「拘束のない状態」であ り、その意味では自由意志と恣意との違いとは、 普遍的法則に拘束されているか否かということで あり、自由意志とは - 因果律ではなく - 普遍的法 則に拘束されている意志ということを意味するの である。法則に従っているからこそ、人間は他の 外的要因から「自由」になることができる - 逆に、 恣意的な状態においては、法則に従わないがゆえ に外的な要因から決定的な影響を受けてしまう -という人間像がここにはある。人間は拘束されて いるがゆえに自由なのである^{注(39)}。

3. 良心形成とく教育関係>

カント自由意思論において良心形成がどのように位置づくかということは非常に困難な問題であるが、それに触れる前に、そもそも「良心」とはいかなる概念であるのか、その字義の射程を、石川文康に従って語源学的に確認しておこう^{注(40)}。

翻訳語である「良心」の原語(英: conscience、独: Gewissen、仏: conscient moral)は、ともに直接的にはラテン語の「コンスキエンティア

(conscientia) | に由来し、さらにそれはギリシア 語の $[シュネイデーシス(\sigma v \upsilon \epsilon \iota \sigma n \iota \varsigma)]$ に 遡る。この語は「~と共に」を意味する接頭辞で ある「シュン $(\sigma \nu \nu)$ 」と、「知る」を意味する 動詞「エイドー(ϵ δ ω)」の名詞形である「エ イデーシス $(ε i σ n \iota c)$ 」により構成され、元 来は「共に知る」との意味を持った言葉だったの である。このような語源的含意の発掘から、石川 は「だれと共に知るか」という観点から、良心の 関係構造を「世間(の他者)と共に」知る、「神と 共に」知る、「自己自身と共に」知る、という3つ の類型に区分する。良心そのものは個人の道徳的 判断に関わるものであるだけに、その根源に「~ と共に」という他者関係が想定されているという ことは以後の本稿の考察にとって極めて示唆的で ある。というのも、「~と共に」という問題は「他 律から自律へ」というカント自由意思論に関わる アポリアに導きの糸を与えてくれるからであ

「人間は教育されなければならない唯一の被造 物である」(『教育学講義』)という至言を残してい るカントであるが、しかし、カントの倫理思想か ら教育論を構築するのはきわめて困難であると言 わざるを得ない。そもそも、カント倫理思想にお いては、人間が「成人」であるということが前提 とされており、その静態的な構造ゆえに良心の形 成いう未成年状態から成年状態への移行を的確に とらえることはできないのである。子どもは成年 状態ではないという意味で未成年であり、子ども から大人への移行 - それは他律から自律へのそれ でもある―はカントにあって「革命」なのであっ た並(42)。「革命」は瞬間的であり、そのプロセスを 段階的に明らかにすることは―その理由を示すこ とも一困難である。そして、このような静態的構 造の形成のプロセスを、さらには超越論的であっ た自由意思論を形而下においていかに引き取るか ということが-ヘルバルトをはじめとする-ドイ ツ教育学者の主要な問題の一つであった (143)。

ここで注意しなければならないのは、こうした 問題の引き取り方の主要なものの一つとして「美 的教育」が存在していたということである。そも そも、カントその人が自らの倫理学構想において 美を感受する能力としての「判断力」に独自の意義を見出していたわけだが、彼の後を引き継いだヘルバルトや芸術家であるシラー等、芸術に人間の道徳性を涵養させる力を認め、そこから道徳教育としての美的教育を構想するという潮流がその倫理・教育学的継受には存在していた#は(44)。現代においてこうした美的教育論史をどのように引き取るかという問題#(45)はおくとしても、ここで強調したいのは、カントの教育的読解は、往々にして見られるような「大人・教師による強制」といった主張にのみ限られるというわけではない、ということである。

ここで、再び「良心」の原意に立ち還ってみよう。良心とはもともと「共に知る」ということを意味したわけだが、このことから - 石川の類型が示すように - 「誰とともに知るのか」ということは「良心形成は誰とともになされるか」という教育学的に引き取られるべき問題を提起する。つまり、「世間(の他者)と共に」、「神と共に」、「自己と共に」といった良心の在り方を、ア・プリオリに規定されたものとしてではなく、その在り方に「誰ととれたものとしてではなく、その在り方に「誰ととれたものとしてではなく、その在り方に「誰ととれたものとしてではなく、その在り方に「さとというのである。そして、良心の「~と共に」という構造の根底に、その構造を構造たらしめている〈教育関係〉を見いだそうというのである。

たとえば、こうした関係論的視点を極度に先鋭 化した議論の一つにニクラス・ルーマンの教育シ ステム論を数えることができる。彼の理論は従来

の「内面化図式」においてはひたすら客体として 位置づけられていた子どももまた「オート・ポイ エーシス」システムであると捉え、それが閉じた システムであるがゆえに外部からの直接的介入が 不可能であること、そのため、教育コミュニケー ションにおいては「テクノロジーが不在」である ということを明らかにした。こうした立論は、従 来の教授学から見るとほとんど自殺行為とも思わ れかねないものである。しかし、ルーマンにおい ては、こうしたことを前提としながらも、「にもか かわらず」教育システムが成立しているのはなぜ か、ということが問題となる^{鮭(47)}。そして、そのシ ステム存立の規定に<教育関係>が存在している のである。教育システムをコミュニケーションシ ステムの一種と捉えるルーマンにあっては、「教師 が生徒を理解する | あるいは「生徒が教師を理解 する」という必要はなく-そもそも、そのような ことはルーマン理論にあっては問題にならない。 「教育コミュニケーションにおいてまず重要なの は、教師が生徒を理解することよりも、むしろ生 徒が教師の情報と伝達を区別しそれを理解するこ と」なのである (48)。こうした意味で教育主体は教 師ではありえず、-前期ルーマンの言葉で端的に いえば - 「授業という相互行為システムが教育す る」のである^{註(49)}。ところで、以上のような教育学 が到達した<教育関係>に対する洞察に対応した 法的言説はいかなるものであろうか。それこそが、 これから検討する「関係的権利論」である。

4. 関係的権利論の方へー教育学説と法学説の到達・合致点として

世取山洋介によれば、関係的権利論とは、子どもの「意見表明権」を定めた国連子どもの権利条約第12条に関わる子どもの権利説の一つであり、子どもの意見表明に実効性を持たせるために「相互的な人間関係を権利として承認すること」をも権利に包含されるとする説である^{誰(50)}。意見表明権をどのような権利として構想するかについては、子どもの権利の本質を「子どもの『意思』に求める権利意思本質説」[以下、「意思説」]、それを「子どもの意思とは無関係に同定される利益に求める権利利益説」[以下、「利益説」]、そして、「当事者

が主体的に意味を付与する関係を『権利』として 構成すべきとする関係論的権利説」「以下、「関係 説」」という三者の間で論争・対立があるのだが (128頁)、世取山の見るところ、意見表明権を正当 化できるのは上記のうち「関係説」のみである。「利 益説」においては、子どもの利益を判断しうるの は子ども本人ではなく周りの大人であることが想 定され、利益を実現するために子どもには「服従し が求められる。付言すれば、この説にあっては「服 従しすることが子どものニーズであると想定され る。それに対して「意思説」は、そもそも大人と の関係において子どもは「服従」的な位置におか れるという前提を持ち、そうした子どもに従属を 強いる関係を権利に含めることなどは承認しな い。そこから、この説は道徳的要請として子ども の意思を実現すること - 「解放」 - に権利の本質 を見る。このように、両者は子どもの権利の本質 をどのように見るかについては真向から対立はし ているが、権利実現の最終的審級をア・プリオリ に子どもか大人かという二者択一の問として捉え ている点では共通しており、共に「『服従』かさも なくば『解放』か」(131頁)という二極論に陥っ ているのである。

ところで、「子どもの権利条約 | において意見表 明権は「児童の意見は、その児童の年齢及び成熟 度に従って相応に考慮されるものとする」と規定 されているわけだが、世取山は以上のような「関 係説」と「意思説」・「利益説」との違いの根拠を、 それらが依拠する心理学説・発達観に求める。す なわち、まず後二者であるが、両者は共に<カン トーフロイトーピアジェンラインの心理学説に自 らの存在論的基盤を求めており、それゆえ上記の ような二者択一に陥るというのである。カントの 自由意志論における普遍的規則への服従という構 造は、それを引き継いだフロイトにおいては<超 自我-イド>という精神構造へと置き換えられた のだが、そのことは超自我の発達以前の、子ども に対する大人の権威の正統化という帰結をもたら すことになる。フロイトにあっては超自我が形成・ 発達するまでは親をはじめとする外的権威こそが 子どもをコントロールすべきであり、また、その ような権威関係こそが子どもの超自我を形成させ

るのである。こうした子ども・発達の理解は言う までもなく「利益説」を心理学的に根拠づけるも のである。これに対し、「意思説」は子どもの意思 の発現をより早い段階に見てとり、そこから子ど も自身の意思の尊重を主張する。すなわち「意思 説 | は超自我の形成という道徳性に関わる基準で はなく、ピアジェの発達段階論に依拠しながら、 抽象的な論理操作が可能となるような12歳ごろに は子どもを自らの意思を持つ主体でとして認める べきだと主張する。しかし、こうした「利益説」 の主張は発達段階のメルクマールを変更したのみ であり、論理上は「利益説」と何ら変わるところ はない。両者には関係性のなかでの段階的な発達 という視点は完全に欠落し、デジタル的な<all/ nothing>の境界の線引きを行い、その線の前と後 ろでそれぞれ立論を行っているのである^{性(51)}。

「利益説」、「意思説」に対して「関係説」が依拠するのは〈エンゲルス‐ヴィゴツキー〉という唯物論的倫理・心理学説である。唯物論的な観点から一貫して子どもの発達を捉えたヴィゴツキーにあっては、具体的な関係こそが子どもの発達を促すエージェントであった。世取山によれば、「関係説」にとってヴィゴツキー心理学の要諦は以下の2つである。

第1。子どもの発達の全段階にわたって日常的に展開されるべき、具体的な文脈のなかにおいて子どもが問題に直面して示す反応に、大人が応答することによって成立する、間主体的な場面での学習、そしてそれの内面化による発達というプロセスー子どもの主体性への応答性。第2。ある発達段階を終えた段階で子どもと大人との関係が質的に変化しなければならないということー子どもの発達段階ごとの可変性ー。

(152頁)

こうした発達理解は、当然ながら子どもの発達を 保障することのうちに大人との「相互的な関係」 のそれをも含めるということを必然的に求めるこ とになる。また、そのことは抽象的なメルクマー ルによる二者択一などという形ではなく、具体的 なケースに対する、具体的な関係における「意見 表明」に関する個別の判断の要請を意味するだろ う。

世取山は自らの論考の意図を「子どもの権利に 関する理論の発展を法律学と心理学との交錯として検討する」(125頁)と控えめに表現するが、そこから導出された結論は、教育学の理論的成果と 見事に一致する^{誰(52)}。教育学の最新の成果を忠実に法的言説に対応させるとすれば、それは関係的権利論において他にないであろう。しかも、この理論は単なる教育学理論の法学理論への翻訳ではない。そもそも、関係的権利論が法学のなかで発展してきており、そして、子どもの意見表明という極めて具体的なケースを想定していることから、裁判をはじめとする法的実践においてにきわめて有用な理論なのである。世取山は「関係的権利論」の立場から「権利条約」第12条の意味を以下のようにまとめる。

第1に、具体的な文脈に存在している子どもの主体性への大人の応答性と可変性の実現を妨げるような国家による子どもとそれに直接する大人との関係への干渉を禁止するということ。第2に、そのような相互的な関係を子どもに直接接している大人が取ることを助長するような措置をとること。そして第3に、特別の困難に直面している場合に、親または子どもに日常的に直接接している大人以外の優れた助言者(mentor)を子どもに付与すること。

(154頁) 註(53)。

ここには、教育学理論の成果に対応し、かつ、現 実の権利・権力関係を調整するという、極めて高 度かつ実践的な法解釈が見られる。本稿の設定し た課題は、憲法学における「思想・良心の自由」 論とは異なる形で子どもの良心形成を教育学の問 題として引き取り、そこから「教師の教育の自由」 を根拠づけることであった。「関係的権利論」にお いて「教師の教育の自由」がどのように位置づく かということはもはや多言は無用であろう。教師 との〈教育関係〉こそは、まさに子どもの成長・ 発達を保障する関係であり、こうした関係に国家 が権力的に介入することは原則的には許されな い。子どもに関係を保障するために、「教師の教育 の自由」は必然的に保護されなければならないの である。いまや、教育学理論は「関係的権利論」 を一つの足場としながら、法学の世界へと踏み出すことが可能となるのである^{誰(54)}。

終わりに

これまで本稿が辿った軌跡を確認しておこう。 まず、憲法学における「思想・良心の自由」を根 拠とした教育法学的立論は、時代状況を考えれば ある種の必然性・妥当性があった。しかし、それ は<教師-生徒>関係を、教師を国家エージェン トと位置付けることから規範的にも権力関係と見 なし、それゆえ、(価値)教育に対する積極的な意 義づけを非常に困難なものとした。とりわけ、こ うした立論は-「信教の自由」と「思想・良心の 自由 | の想定する権利の関係構造が同型であると いうことから-公教育における「良心形成」とい う「教育」そのものに内在する営みを理論的に無 視・否定せざるをえないという誤謬に陥るもので ある。こうした立論から距離をとりつつ、公教育 における良心形成という問題に正面から対峙した 時、避けて通ることができないのが一倫理学的知 見、あるいは、「良心」の原義が示しているように - 「自由と拘束」の問題であり、それに関わるく 教育関係>であった。子どもの良心を形成すると いう営みは単に子どもを自由な主体と見立てて放 任するということではない。<教師-児童・生徒 >という具体的な関係において - 拘束が自由を生 み、その自由がより高次な拘束を要請するという - 「自由と拘束」の段階的かつ弁証法的な展開の なかでそれは形成されるのであり、そうしたプロ セスにおいてこそ子どもは自由な主体へと成長・ 発達していくのである。言うまでもなく、<教師 - 児童・生徒>との教育関係こそ、こうした展開 を可能とするのである。以上のような教育学的知 見を再び法学理論に投げ返そうとするとき、そこ に見出されたのが「関係的権利論」であった。子 どもの成長・発達を具体的な関係の層において理 解し、「相互的な関係」を保障することを子どもの 権利に内包させるという関係的権利論の主張こ そ、教育学と法学の結節点となるものであった。

こうした結論を踏まえたうえで、最後に一つ補足しておこう。それは、「思想・良心の自由」論がそもそも問題とした点、すなわち、教師による子

どもの「思想・良心の自由」の侵害に対する教育学的応答である。これについては、上記の通り、「関係的権利」論は具体的関係において国家が直接的介入を行うことは拒否するのであり、あくまで一義的には、関係の問題は関係において対応すべきであるということが想定される。具体的には、学校という場においての、〈児童・生徒 - 教師(-校長) - 保護者(-住民) > という関係において、それぞれの権利・権限を調整していく中でまずは問題解決を図っていくべきものである^{誰(55)}。そして、こうした営みは、「教育法」に対して「教育政治」という名が付されるべきものであろう。そして、こうした「教育政治」を行う舞台(アリーナ)を設定することが教育行政学ないしは教育制度学の学的任務となるのではないだろうか。

ところで、こうした教育政治の視座は、ある素 朴な疑問を提起する。すなわち、そもそも、<個 人-国家>という関係において個人の権利保障・ 保護を企図する憲法学の概念装置でもって教育と いう個人間のミクロな関係を把握しうるか、とい う問題である (生(56))。教育法学の歴史的展開という視 座から見たとき、本稿で取り上げた憲法学理論の 動向は、教育関係の「(憲) 法化」 現象として理解 できるかもしれない (そして、そのことは教育 法学が時代の動向に反応したうえでの発展を意味 するものである。しかし、にもかかわらず、教育 は法的言語で解明できない残余の部分があるので あり、そして、そこにおいてこそ教育学的解決が 図られなければならないはずである。付言すれば、 「人間教育法理論」、「関係的権利論」はそうした「教 育(学)的」余地を確保している理論である。教 育学と法学の結節点としての教育法学は、法学の 一領域であるのみならず教育学のそれでもあるの だ。それゆえにこそ、両者は協働していかねばな らないのである。

註

- (1) こうした教基法の法的性格については、例 えば、成嶋 [2002]¹⁾ を参照のこと。
- (2) 現段階において教基法の改正がいかなる影響を与えているかについては、市川[2010]²⁾ において詳細な分析がなされている。

- (3)無論「改正」の眼目はこれのみに収まるものではない。「改正」議論においては、教基法の改正は、憲法改正の露払いであるという主張も存在していた。
- (4) 「愛国心」と教育を巡る歴史的展開については、さしあたり、藤田 [2009]³⁾ を参照のこと。
- (5) 「日の丸・君が代」裁判における論点および 「日の丸・君が代」に関わる東京都の突出性に ついては、市川 [2007a] ** を参照のこと。
- (6) 福岡市における「『愛国心』通知表問題」の 発生・展開については、勝山 [2006]⁵⁾ に詳 しい。
- (7)「思想・良心の自由」に類する権利として「信教の自由」があるが、子どもの信教の自由については、これまでいくつかの裁判において主要な争点となった。とりわけ、神戸高専における「エホバの証人」信者による剣道拒否に関する訴訟においては、宗教的少数者の権利や公教育の宗教的中立性に関して重要な司法判断がなされた(本事例の教育学的含意については、山口[1998]⁶⁾を参照のこと)。しかしながら、本稿は、その類似性にも関わらず、後述するように、「思想・良心の自由」と「信教の自由」の違いにこそ着目する。
- (8) 西原 [2007]⁷⁾、堀尾 [2007]⁸⁾。また、本 論争については、中田 [2008]⁹⁾、および佐藤 [2010]¹⁰⁾ が詳細な検討を加えている。
- (9) これまで、「国民の教育権論」に対する批判はまったくなかったわけではない。憲法学においては、奥平 [1987]¹¹⁾ を嚆矢として一定の蓄積がある。しかし、近年の「国民教育権論」への批判は その妥当性はともかくも 教育学全体に流布している点に大きな特徴がある。「国民の教育権論」およびそれを理論的中核とした教育学構想および教育運動論への批判として、例えば、広田 [2007]¹²⁾。また、朝日新聞の2007年5月12日(朝刊)¹³⁾ に掲載された記事も参照のこと。
- (10) 教育法学における教育条理(法)の位置づけ、役割については、兼子 [1978]¹⁴⁾、特に40-43頁を参照のこと。

- (11) 誤解のないように付言するが、本稿は、だからといって、子どもによる権利・人権の行使がすべからく制限されるべきだという立場をとるわけでは決してない。「子どもの権利条約」が提示したように、原則的には市民的権利は子どもにも当然認められるべきである。しかし、これもまた同条約が示したことだが、それは子どもの発達段階に即応しながら認められるべきものである。ここでいう「段階」とは、例えば成人年齢に達したか否かによる〈成年/未成年〉というデジタル的な〈all/nothing〉といった単純な区分を意味するものではない。なお、子どもの発達と権利の主体性ということについては、牧[1990]¹⁵⁾が原理的考察を行っている。
- (12) 以下、断りのない限り、西原からの引用は 西原[2009]¹⁶から行い、引用後に頁数を示す。
- (13) 46年法第10条に規定されている「不当な支配」には政治的・行政的介入も含まれ、それゆえ、政府や行政当局が「不当な支配」の主体となることが想定されていた。しかし、06年法においては、同じ文言は「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」と規定され、まずもって法律に定められた行為はそもそも「不当な支配」には当たらないとしたのである。また、安達[2004]¹⁷も参照のこと。
- (14) 後段との関わりで付言するならば、こうした西原の立論は「共和主義的公民教育法理論」 を明確に否定するものである。
- (15) こうした堀尾の公教育理解については、何はともあれまずは堀尾 [1970]¹⁸⁾ を参照のこと。なお、近年の教育史学の知見は、こうした堀尾の歴史理解にいくつか重要な問題提起を行っている。とはいえ、そうした歴史理解の問題と堀尾理論の学的ポテンシャリティについては、別途論じられるべき問題である。
- (16) こうした「国民の教育権論」による「内外 区分論」について、佐藤修司は「区分論の価 値は、国家と教師の支配領域をそれぞれ外的 事項と内的事項とに分割し、相互の権力的干

- 渉を禁じた、その単純明快性にあるといえる」 と評価する(佐藤 [1998]¹⁹⁾、233頁)。
- (17) 市川 [2007b]²⁰⁾、290頁。また、市川は同書において、ドイツの教育法研究者の「自由のない教師に自由を教えることはできない」という言をひきながら、「教師は、教育の場で、人権侵害を犯す危険性を持ちながらも、第一義的に子どもの人権保障主体である」(2頁)と明確に教師の存在のあり方について主張する。
- (18) 誤解のないように付言するが、M·フーコーの「規律訓練権力」ないしは「生 権力」論は確かに<教師 生徒>間の「ミクロな権力関係」を問題化したわけだが、フーコーのいう権力は、いわゆる「国家権力」という言葉でイメージされるような、強圧的・暴力的権力ではない。権力の行使と権利侵害は一義的には別次元の問題である。
- (19) 世取山 [2008]²¹⁾。以下、世取山の引用は断りのない限りここから行い、引用後に頁数を示す。
- (20) 成嶋 [2008]²²⁾、39頁。本論稿において成嶋は、こうした論点を踏まえたうえでの新教基法の立憲主義的解釈の可能性について論じている。
- (21) 世取山は「公民教育法理論」を「手続的公 民教育法理論」、「伝統的公民教育法理論」お よび「共和主義的公民教育法理論」に分類す る。
- (22) この意味において「共和主義」に対立する ものは「(多元的)自由主義」である。なお、 両者の対立の教育法的含意については、長谷 部[2006]²³ が詳細な分析を行っている。
- (23) もっとも、その西原でさえも、最低限の憲法的価値の教育は肯定せざるを得ない。
- (24) これについては、今野健一がよりストレートに「『主権者教育説』の復権?」(今野 [2006]²⁴⁾、341頁)と問題提起を行っている。
- (25) 代表的著作として、例えば永井 [1991]²⁵⁾ が挙げられる。
- (26) 内野 [2010]²⁶⁾、156頁。なお、初稿(『ジュリスト』有斐閣、1222号、2002年) において

- 引用部分にある「適切な価値を教え込んでもらう権利」は、「適切な価値を注入してもらう権利」とされていた。この書き換えの意図や当否は措くとしても、2002年段階において「価値注入」という言葉がこのように使用されていることについては、憲法学と教育学の間のあまりの距離の遠さを思わざるを得ない。
- (27) 例えば、教育史学会は2008年9月に開催された第52大会(於. 青山学院大学)において、「戦後史における<価値教育>-宗教教育・道徳教育の過去と現在」というシンポジウムを行っている(その記録として、清水他[2009]²⁷⁾)。
- (28) 西原 [2006]²⁸⁾ の第三章のタイトルは「思想・良心を形成する自由と教育内容の中立性」である。
- (29) 同上、151頁。
- (30) とはいえ、前述のように、西原は憲法的価値観の教育については例外的に認めている。 しかし、それを事実として(消極的に)求めるのか、例外とはいえ規範的に肯定するのか という点については、本稿は判断を留保する。
- (31) 「思想·良心の自由」と「信教の自由」が同型的なものあるというのは通説である。そもそも、後者と区別して前者を憲法典に記載することはむしろ例外であり、多くの国では「信教の自由」の解釈の一つとして「思想・良心の自由」を設定する。
- (32) 宗教的中立性 (ライシテ) が厳格なフランスにおいて、教育は国家とカトリックの主戦場であった。なお、今野、前掲、を参照のこと。
- (33) 先に紹介した教育史学会のシンポジウムに関わり、清水禎文は以下にように述べる。「公教育における『中立性』は、公教育システムの外側で機能するさまざまな自発的結社の存在を前提としている。それは、換言すれば、社会が相応の社会的厚み(ソーシャル・キャピタル)を持っていて、初めて機能しうるのである。新自由主義的政策により社会的厚みが著しく毀損した日本の現状を見るとき、価値教育はまさに教育の私事性に関わる事柄で

あるから、国家は一切関与しないとの原則を 貫き通すことができるのか。こうした方針は、 おそらく確実に社会的厚みの一層の希薄化を 招くことになろう。もっとも、こうした社会 政策上の課題に対して教育史研究から発信で きることは限られているように思う。それは、 性急な政策的提言ではなく、価値教育に関わ る学校教育システムと学校外教育システムと の関連について改めて実証的に事実を示して いく以外にないのではあるまいか」(清水 [2008]²⁹⁾)。

- (34) ちなみに、西原はあくまで「思想・良心の 形成」は - 家庭、とりわけ「親の教育権」の 問題として捉えている。もっとも、西原とて 現代社会における家庭の問題を無視している わけではなく、あくまでそれは規範論的意味 においてである。しかし、本稿はそのような 規範論的な理解にこそ注目する。規範論にお けるこうした判断に導かれた立論こそが、現 実の数多くを例外事項として取り上げ、その ことにより理論の実証・積極性(ポジティヴィ ズム)を損なう。
- (35) 大澤 [1998]³⁰⁾。エンデ [2007]³¹⁾ を考察した本論考において、大澤は現代自由論において欠落している「拘束」の側面について焦点を当て、そこから古典的リベラリズムを超え出る問題 環境問題等 について論じている。
- (36) 同上、96頁。
- (37) なお、大澤はイッシシアラーが盲目である 意味について、「盲目は、『超越的な他者(神) への依存なしに自律的に意志することの否 定』を、つまり『古典主義的な個人主義的な リベラリズムの自由』の否定を、象徴してい る」と述べる(同上、97頁)。
- (38) 以下、自由意志論争については、さしあたり、山岸 [2007] ³²⁾ を参照のこと。
- (39) カントの定言命法は以下の通りである。「君は、「君が行為に際して従うべき」君の格律が普遍的法則となることを、当の格律によって [その格律と]同時に欲し得るような格律にってのみ行為せよ」(強調は原著者による。訳文

- は『道徳形而上学原論』(岩波文庫)の篠田英雄訳に従った)。もちろん、これは自律に関わる命法であるが、同時にそれが「命令」、「従う」という従属関係において語られているということの意味が考察されなければならない。
- (40) 以下の「良心」の語源的考察は全面的に石 川[2001]³³⁾ に依拠したものである。
- (41) もっとも、石川の論考において、カントは もっぱら「自己と共に知る」という自律とい う側面においてのみとらえられ、「良心法廷 説」が論述の中心となっている。
- (42) カント教育論の困難さについては、例えば、 鈴木 [2006]³⁴⁾。なお、この論考において鈴木 はカントにより定式されたこうした問題を、 近代の固有点として、その射程の広がりとと もに論じている。
- (43) こうしたヘルバルトの研究モチーフについては、例えば、鈴木 [1990] 35) を参照のこと。
- (44) ドイツにおける美的教育論の史的展開については、例えば、パルメンティエー [2007]³⁶⁾を参照のこと。
- (45) その試みとして、例えば、今井 [2004]³⁷⁾ を挙げることができる。
- (46) 教育学における関係論の多様な展開につい ては、例えば、高橋、広瀬他 [2004]³⁸⁾ によ り知ることができる。本書は日本教育学会第 60回大会におけるシンポジウム「人間形成に おいて、〈関係性〉をどう考えるか-〈関係 性>の危機の時代に」を契機としたものであ り、このことは<教育関係>論が一論者に とって意味付けが異なるとはいえ-学界全体 において重要なイシューになっていることを 示している。なお、教育学において、<教育 関係>論の導入を初期において牽引した領域 は教育史学であるということは注目すべきこ とである。宮澤康人は、従来の「子どものい ない教育史」、そしてその反動としての「子ど も史」と見まがうほどの「大人のいない」教 育史を批判し、「教育関係史」ないしは「大人 と子供の関係史」という視座からの歴史理解 の必要性を80年代から主張している(そのア ンソロジーとして、宮澤 [1998]39)。また、

宮澤の問題提起を引きうけた寺崎弘昭は、アルチュセールのイデオロギー論やブルデューの構造主義批判の根幹である「ハビトゥス論」を引きながら、またハビトゥス概念の歴史的系譜を跡づけながら、(教育)構造の基底にある〈教育関係本として記述を打ち立てた。寺崎において、教育史は「ハビトゥスーエートス形成史」として記述されるべきものであった(寺崎 [1993]⁴⁰)。

- (47)「教育が可能であるとはどういうことか」というタイトルが示しているが、その典型的なものは、ルーマン/ショル[1992]⁴¹⁾であろう。
- (48) 木村 [1997] (2)、176頁。なお、ルーマンが 教育システムをコミュニケーションシステム と捉えるといったとき、そのコミュニケー ション理解もまた独自なものであるので、本 稿に関わる限りで木村による説明を引用す る。「ルーマンはコミュニケーションを、『情 報、伝達、理解の3つの異なる選択を統一す る操作』「著者によるルーマンからの引用 - 引 用者による補足]と定義する。そのとき情報、 伝達、理解は何らかの諸可能性からの選択と してとらえられている。…コミュニケーショ ンとは自我と他我それぞれの自己準拠システ ムの『選択』の統一なのである。そのときコ ミュニケーションにとって重要なのは、情報 とその伝達の区別である。なぜなら受け手が その情報からそれとは区別された伝達行為を 読み取らなければ、受け手にとってそれは単 なる知覚にすぎないからである。さらに理解 することがコミュニケーションの成立にとっ て不可欠なモメントとなる。なぜなら理解に 到達しなければ、さらなるコミュニケーショ ンは起こらないからである。…したがってコ ミュニケーションは送り手ではなく受け手に おいて決定される(同上、176頁)。
- (49) ルーマン/ショル、前掲、128-29頁。
- (50) 世取山 [2003] ⁴³⁾、142頁。以下、関係的権利論に関する論述は同論文に基づき、引用後に頁数を示す。
- (51) 世取山の<カント-フロイト-ピアジェ>

という一連の心理学説の位置づけおよびそれ と諸権利説との関連付けという以上の見解に 対してまったく異論はない。しかし、<フロ イト-ピアジェ>に連なる上記の系列のみが カント倫理学説の引き取り方であるかという ことについては、筆者は判断を留保する。ま ず、上記に示唆したように「美的教育」とい う形での引き取り方がありえたのであり、こ の点は、美的教育における人格教育という観 点から深められなければならない。また、「良 心」形成における<関係>をどのように構築 するかという点も重要である。良心形成を「~ と共に」という関係構造の問題として見た時、 カントに拠りながらかつフロイトとは異なる 教育関係の構築が可能か否かということが問 題とされなければならない。こうした問題に ついて筆者はいま-暫定的なものであれ-回 答する準備はないが、この問題は、まさにカ ントにおける「革命」を教育学的にどのよう に引き取るべきかという大問題に関わるもの であり、後の考察に期したい。

- (52) なお、教育学においても、ヴィゴツキー・ルネサンスの影響を受けた「状況的学習論」が活況である。
- (53) なお、原文には「助言者 (mentor)」に註が付されているが本稿では割愛した。
- (54) 例えば、教育(法) 学において有用な、しかし、関連法学においてはその実効性が問われる概念として「学習権」が挙げられるが、学習権を関係的権利として読みかえることは、「学習権」を実効的な法的概念に鍛え上げるための一つの方策であるように思える。
- (55) 学校をベースとした「教師の教育の自由」 と他の諸主体の諸権利・権限との関係につい ては、大桃 [2009]⁴⁴⁾ を参照のこと。
- (56) この問題は裏を返せば、ミクロな権力論が 国家のような大文字の権力論を問題としうる かという問題でもある。少なくとも、前者の 権力論の主要な論者と目されるミシェル・ フーコーにおいては<規律訓練>と<生-権 力>という異なる概念が用いられ、かつ、そ れらは「国家権力」という言葉でイメージさ

れる抑圧的な権力とも異なるものであった。 (57)「法化」現象については、さしあたり、星 野[1998]⁴⁵⁾を参照のこと。

引用文献

- 1)成嶋 隆:教育基本法の性格と「改正」問題 の法的検証. 日本教育法学会年報, 31:22-40. 2002.
- 2) 市川須美子:インタビュー 現行教育基本法 にどう向かい合うか. 人間と教育, 67:4-17. 2010.
- 3)藤田昌士:学校教育と愛国心-戦前戦後の「愛国心」教育の軌跡. 学習の友社, 2009.
- 4) 市川須美子:日の丸・君が代裁判の教育法的 検討.日本教育法学会年報,36:101-110,2007a.
- 5) 勝山吉章:新教育基本法第2条(教育の目標) に関する問題点-福岡市愛国心通知表問題と関連して.九州教育学会研究紀要,34:241-248.2006.
- 6) 山口和孝:子どもの教育と宗教. 青木書店, 1998.
- 7) 西原博史: 「君が代」伴奏拒否訴訟最高裁判決 批判 - 「子どもの心の自由」を中心に. 世界, 765: 137-145, 2007.
- 8) 堀尾輝久: 「国民の教育権と教育の自由」論再 考-西原博史氏の言説に応えて. 世界,772:242 -255,2007.
- 9) 中田康彦: 教師の職務に関わる自由の論理 -西原理論の批判的検討. 人間と教育, 58:72 -79, 2008.
- 10) 佐藤修司: 改定教育基本法と教育の自由 「国 民の教育権」論批判から考える, 人間と教育, 67: 26-33, 2010.
- 11) 奥平康弘:教育を受ける権利,憲法Ⅲ 人権(2). 芦部信喜編,pp.361-425,有斐閣,1987.
- 12) 広田照幸:思想の言葉-教育学の混迷. 思想, 995:1-3, 2007.
- 13) 朝日新聞, 自省する「戦後教育学」- 閉鎖性・ 運動との結びつきに批判, 2007年5月12日 (朝 刊).
- 14) 兼子 仁:教育法(新版),有斐閣,1978.
- 15) 牧柾名:子どもの人権・権利とその保障、教

- 育権と教育の自由. pp.15-74, 新日本出版社, 1990.
- 16) 西原博史: 教師の<教育の自由>と子どもの 思想・良心の自由,自由への問い5 教育-せ めぎあう「教える」「学ぶ」「育てる」. 広田照 幸,pp.130-169, 岩波書店, 2009.
- 17) 安達和志:教育行政(第10条), 法律時報增刊 教育基本法改正批判. 日本教育法学会, pp.116 -119. 日本評論社. 2004.
- 18) 堀尾輝久:現代教育の思想と構造. 岩波書店, 1970.
- 19) 佐藤修司:教育基本法10条論と内外区分論の 現在. 教育学研究,日本教育学会,65(3): 223-231,1998.
- 20) 市川須美子: 学校裁判と教育法. 三省堂, 2007b.
- 21) 世取山洋介:北海道学テ事件最高裁判決の現代的意義-なぜそれは教育裁判にとってのコーナー・ストーンなのか?. 日本教育法学会年報, 37:64-74, 2008.
- 22) 成嶋 隆:新教基法の憲法学的検討. 日本教育法学会年報, 37:31-42, 2008.
- 23) 長谷部恭男: 私事としての教育と教育の公共 性,憲法の理性. pp.139-149,東京大学出版 会. 2006.
- 24) 今野健一:教育における自由と国家 フランス公教育法制の歴史的・憲法的研究. 信山社, 2006.
- 25) 永井憲一:主権者教育の理論. 三省堂, 1991.
- 26) 内野正幸: 教育権から教育を受ける権利へ, 表現・教育・宗教と人権. pp.152-164, 弘文 堂. 2010.
- 27) 清水康幸他:シンポジウム 戦後史における <価値教育>-宗教教育・道徳教育の過去と現 在. 日本の教育史学,教育史学会,52:112-137,2009.
- 28) 西原博史: 良心の自由と子どもたち. 岩波新書. 2006.
- 29) 清水禎文:教育史学会第52回大会に参加して. 会報,教育史学会,104:10-11,2008.
- 30) 大澤真幸:自由の牢獄-リベラリズムを超えて、アステイオン、49:69-99、1998.

- 31) エンデ, M (田村都志夫訳):自由の牢獄-千十一夜の物語,自由の牢獄. pp.211-239,岩波現代文庫,2007.
- 32) 山岸利次:自由意志と教育-19世紀ドイツ道 徳統計論史から. 九州教育学会研究紀要, 35: 37-44, 2007.
- 33) 石川文康:良心論 その哲学的試み. 名古屋 大学出版会. 2001.
- 34) 鈴木晶子: イマヌエル・カントの葬列 教育 的眼差しの彼方へ. 春秋社. 2006.
- 35) 鈴木晶子:判断力養成論序説-ヘルバルトの 教育的タクトを軸に. 風間書房. 1990.
- 36) パルメンティエー, M (今井康雄訳):美的人間形成. 研究室紀要, 東京大学大学院教育学研究科教育学研究室, 33:131-150, 2007.
- 37) 今井康雄:子どもの美的経験の意味, メディアの教育学-「教育」の再定義のために. pp.253-276. 東京大学出版会. 2004.
- 38) 高橋 勝, 広瀬俊雄他:教育関係論の現在 「関係 | から解読する人間形成、川島書店, 2004.
- 39) 宮澤康人: 大人と子供の関係史序説 教育学と歴史的方法、柏書房、1998.
- 40) 寺崎弘昭:教育関係構造史研究入門-教育に おける力・関係・ハビトゥス. 東京大学教育学 部紀要, 32:1-21, 1993.
- 41) ルーマン, N/ショル, K, E (下地秀樹他 訳):教育が可能であるとはどういうことか? 教育科学の科学社会学的分析. 研究室紀要, 東京大学教育学部教育哲学・教育史研究室,18:123 139. 1992.
- 42) 木村浩則:ルーマン・システム理論における 「教育関係」の検討. 教育学研究, 日本教育学 会,64(2):171-179, 1997.
- 43) 世取山洋介:子どもの意見表明権のVygotsky 心理学に基づく存在論的正当化とその法的含 意. 法政理論, 新潟大学, 36(1):123-177, 2003.
- 44) 大桃敏行: 教師の教育の自由と親・住民・行政, 自由への問い5 教育 せめぎあう「教える」「学ぶ」「育てる」. 広田照幸, pp.100 127, 岩波書店, 2009.
- 45) 星野英一:民法のすすめ. 岩波新書. 1998.